



# 「COCOLOプラン」に沿った不登校対策について

令和6年1月11日

文部科学省初等中等教育局 児童生徒課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 1

## 不登校の現状について

---

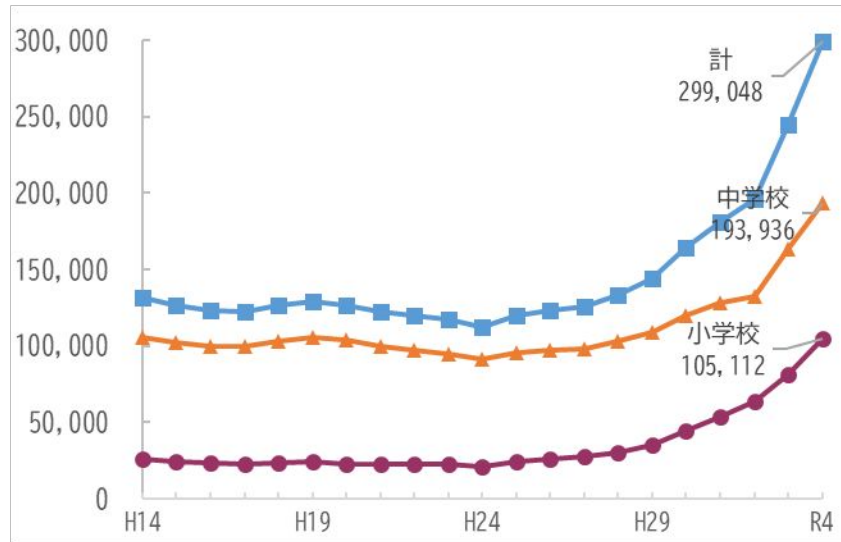


文部科学省

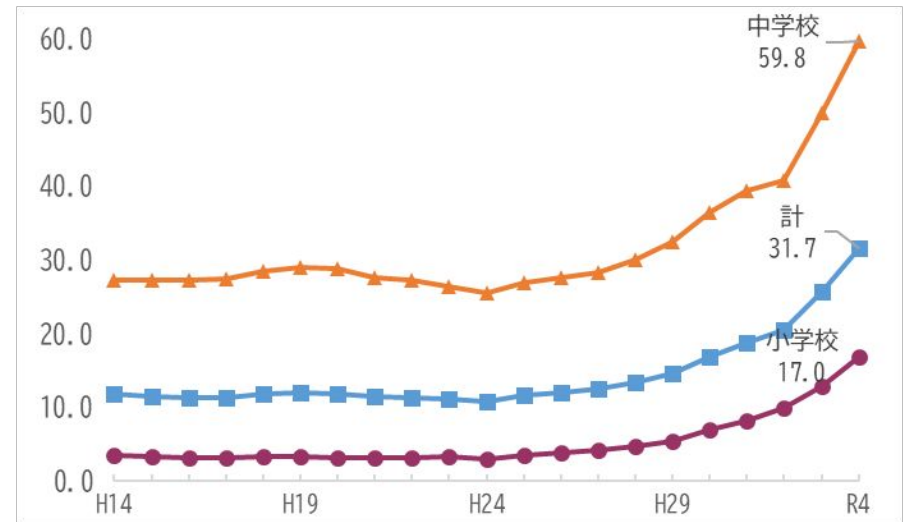
# 小・中学校における不登校の状況について

- 小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は299,048人(前年度244,940人)であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は 31.7人(前年度25.7人)。
- 不登校児童生徒数は10年連続で増加し、過去最多となっている。

不登校児童生徒数の推移 (人)



不登校児童生徒数の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)



不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

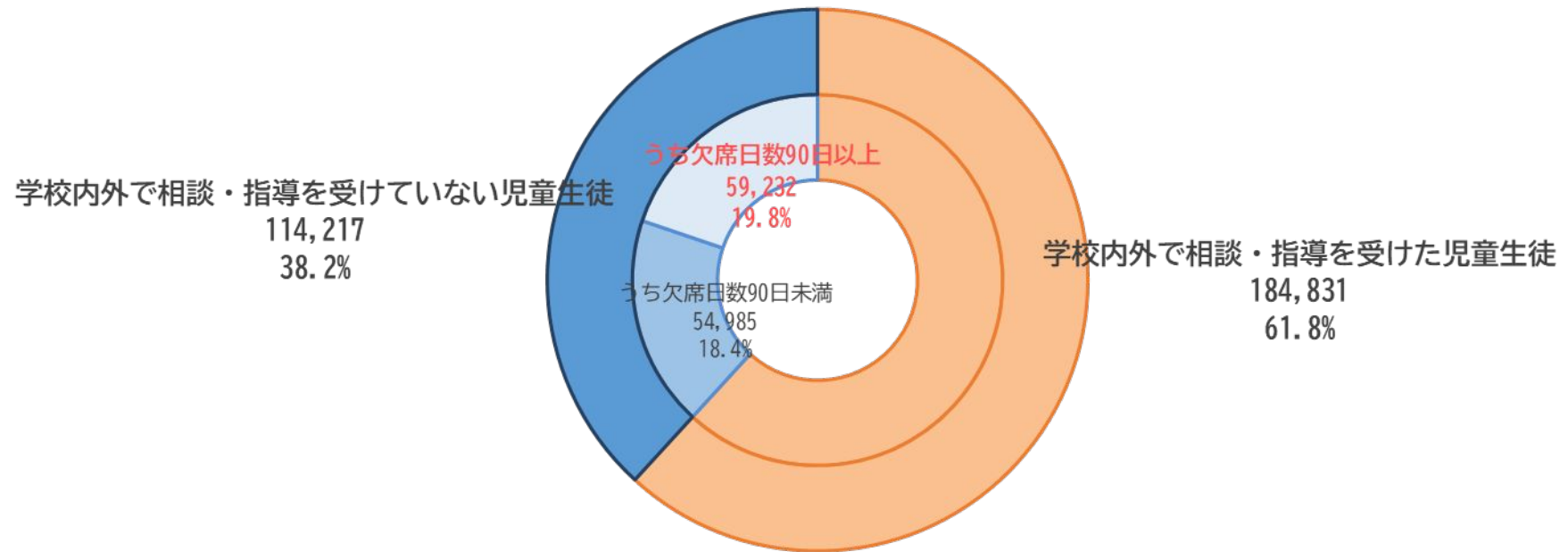
	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112
	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0	17.0
中学校	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936
	27.3	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0	59.8
計	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048
	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7	31.7

# 小・中学校における不登校の状況について

●学校内外の機関等で相談・指導を受けていない不登校児童生徒(※)のうち、欠席日数が90日以上の方は59,232名であり、不登校児童生徒全体の19.8%となった。

■学校内外の機関等で相談・指導を受けていない 不登校児童生徒(※)のうち、90日以上の方

(人)



(※) 学校内外の機関等は、教育支援センター、児童相談所、病院、養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員等を指し、上記の学校内外の機関等で相談・指導を受けていない不登校児童生徒には、担任等の教職員が相談・指導をしている児童生徒を含む。

# 小・中学校における不登校の状況について

- 学校外の機関等で相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数は、32,623人である。
- 不登校児童生徒のうち、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数は10,409人である。

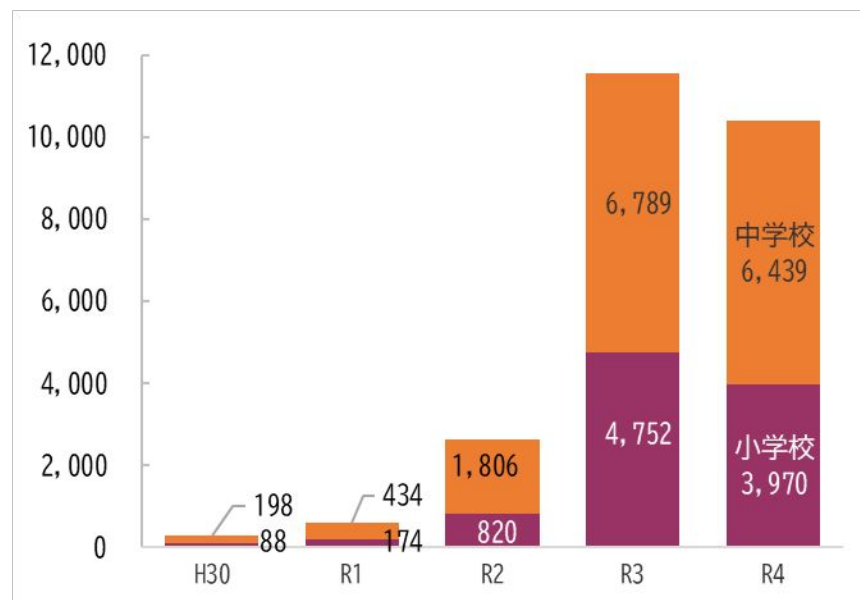
## 学校外の機関等で相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数

(人)



## 自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数

(人)



※ 学校外の機関等で相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒と自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒は重複もあり得る。

# 小・中学校における不登校の状況について

## 不登校の要因

	不登校児童生徒数	学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐり問題	教職員との関係をめぐり問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不応	学校のきまり等をめぐり問題	入学、転編入学、進級時の不応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行		無気力、不安
小学校	105,112	318	6,912	1,901	3,376	277	30	786	1,914	3,379	12,746	1,599	13,209	53,472	5,193
		0.3%	6.6%	1.8%	3.2%	0.3%	0.0%	0.7%	1.8%	3.2%	12.1%	1.5%	12.6%	50.9%	4.9%
中学校	193,936	356	20,598	1,706	11,169	1,837	839	1,315	7,389	4,343	9,441	3,232	20,790	101,300	9,621
		0.2%	10.6%	0.9%	5.8%	0.9%	0.4%	0.7%	3.8%	2.2%	4.9%	1.7%	10.7%	52.2%	5.0%
合計	299,048	674	27,510	3,607	14,545	2,114	869	2,101	9,303	7,722	22,187	4,831	33,999	154,772	14,814
		0.2%	9.2%	1.2%	4.9%	0.7%	0.3%	0.7%	3.1%	2.6%	7.4%	1.6%	11.4%	51.8%	5.0%

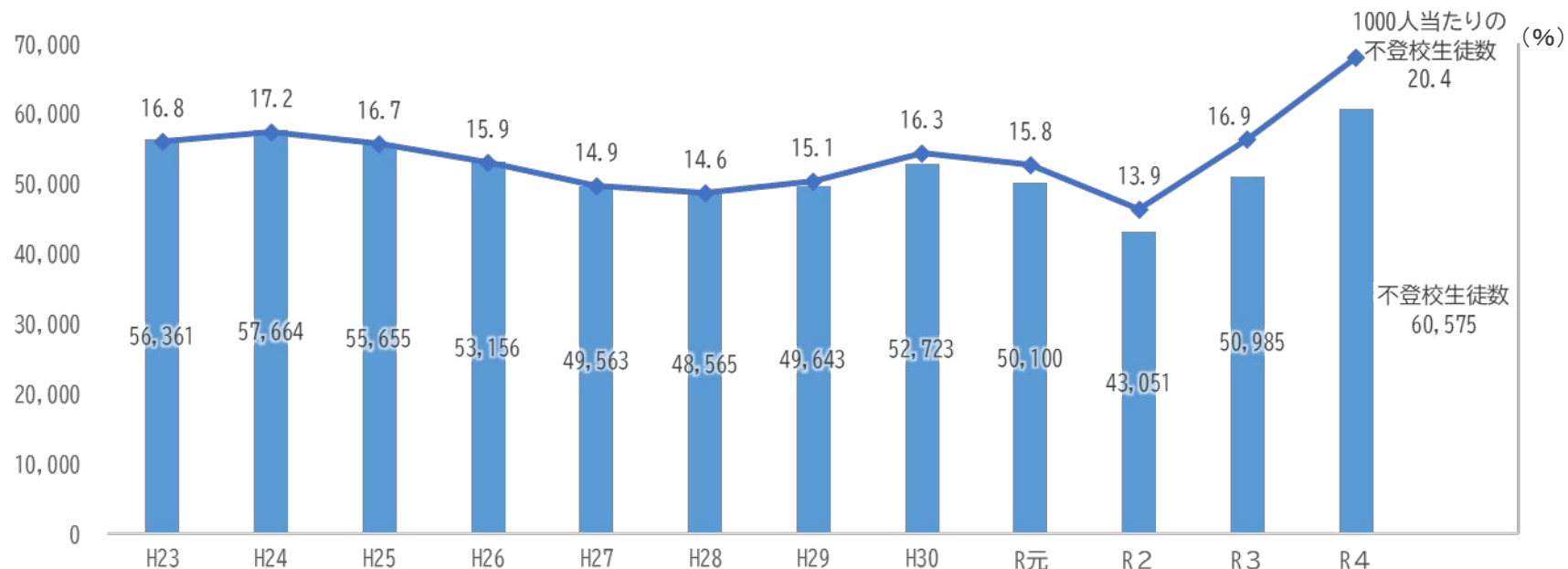
※ 「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因一つを選択。

※ 下段は、不登校児童生徒数に対する割合。

# 高等学校における不登校の状況について

- 高等学校における**不登校生徒数は60,575人**(前年度50,985人)であり、1,000人当たりの不登校生徒数は、**20.4人**(前年度16.9人)である。

## 不登校生徒数の推移



- 90日以上欠席した者は、不登校生徒数の**17.2%**である。

区分	欠席日数30～89日の者		欠席日数90日以上で出席日数11日以上の子		欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者		欠席日数90日以上で出席日数0日の者		不登校児童生徒数
国公立計	50,145	82.8%	8,590	14.2%	1,373	2.3%	467	0.8%	60,575

	国公立計	不登校生徒数に対する割合
不登校生徒のうち中途退学に至った者	10,492	17.3%
不登校生徒のうち原級留置になった者	3,374	5.6%

※ 出席日数については、学校に登校した日数であり、例えば自宅においてICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした場合など、出席扱いとした日数は含まない。

# 令和2年度不登校児童生徒の実態調査 結果の概要

## I 調査の趣旨

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」第16条において、「国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努める」とされていることを踏まえ、不登校児童生徒への更なる支援の充実等について検討する上での基礎資料とするもの。

II 調査対象期間 令和2年12月1日～令和2年12月28日（令和3年1月19日まで回収分を集計）

## III 調査対象

調査時点において、調査への協力が可能と回答のあった対象学校に通う 小学校6年生又は中学校2年生で、前年度（令和元年度）に不登校であった者のうち、調査対象期間に、学校に登校又は教育支援センターに通所の実績がある者

## IV 調査方法

調査対象校から調査対象児童生徒及び保護者への調査票の配付及び調査対象児童生徒及び保護者から調査実施業者への直接送付

## V 回収状況

	児童生徒	保護者
小学6年生	713件(回収率11.7%)	754件(回収率12.4%)
中学2年生	1,303件(回収率8.2%)	1,374件(回収率8.6%)





# 調査結果のポイント①

## 1 不登校児童生徒の個々の状況

- 「最初に学校に行きづらいつ感じ始めたきっかけ」（複数回答）は「先生のこと」（小学生30%、中学生28%）、「身体の不調」（小学生27%、中学生33%）、「生活リズムの乱れ」（小学生26%、中学生26%）、「友達のこと」（小学生25%、中学生26%）など、**特定のきっかけに偏らず、そのきっかけは多岐にわたる**結果となった。
- 「学校を休んでいる間の気持ち」（複数回答）は、「ほっとした・楽な気持ちだった」（小学生70%、中学生69%）、「自由な時間が増えてうれしかった」（小学生66%、中学生66%）が一定の割合を占めた一方で、「勉強の遅れに対する不安があった」（小学生64%、中学生74%）、「進路・進学に対する不安があった」（小学生47%、中学生69%）「学校の同級生がどう思っているか不安だった」（小学生64%、中学生72%）と回答した割合も高く、**不登校児童生徒が抱える様々な不安**が明らかとなった。また、「学校を多く休んだことに対する感想」（単一回答）は、「もっと登校すればよかったと思っている」（小学生25%、中学生30%）、「しかたがなかったと思う」（小学生17%、中学生15%）「登校しなかったことは自分にとってよかったと思う」（小学生13%、中学生10%）であり、**欠席していた期間の意義の捉え方がそれぞれに異なる**ことが分かった。
- 保護者から回答を得た「欠席時の子どもの状況」（複数回答）について、約半数に「極度に落ち込んだり悩んだりしていた」「原因がはっきりしない腹痛、頭痛、発熱などがあつた」などが見られ、精神・身体面の不安定な状況がうかがえる。また、保護者による「子どもとのかかわり」（複数回答）では、約8～9割の保護者が「日常会話や外出など、子どもとの普段の接触を増やした」「子どもの気持ちを理解するよう努力した」と回答した一方で、「子どもの進路や将来について不安が大きかった」「子どもにどのように対応しているのかわからなかった」との回答も多く、保護者が抱える不安や困難が明らかとなった。

## 2 児童生徒の状況に応じた多様な支援の必要性

- 「相談しやすい方法」（複数回答）では、**「直接会って話す」（小学生49%、中学生46%）「メールやSNS」（小学生29%、中学生42%）といずれの手段も高い割合だった**。なお、両方を重複して選択した割合は低く、状況に応じて相談方法を選択できることが重要であることが明らかとなった。

## 調査結果のポイント②

- 「最初のきっかけとは別の学校に行きづらくなる理由」（複数回答）について、「ある」と回答があった児童生徒のうち、**「勉強が分からない」（小学生31%、中学生42%）との回答が最も高い割合であった。**また、「学校に戻りやすいと思う対応」（複数回答）では、「個別に勉強を教えてもらえること」（小学生11%、中学生13%）が一定の割合を占め、学習支援の重要性が示唆される。
- 「休みたいと感じ始めてから実際に休み始めるまでの間に、どのようなことがあれば休まなかったと思うか（実際にあったことを含む）」（複数回答）では、「特になし」（小学生56%、中学生57%）が多くを占め、特に180日以上欠席した児童生徒ではその傾向が顕著であった。また、保護者からの回答では、「支援機関等の対応への評価」（単一回答）において、「教育支援センター（適応指導教室）等の公的支援機関」について「利用できる環境であるが利用していない」（小学生29%、中学生34%）が一定数を占めており、**「支援の必要を認識していないことや、相談先が分からないことなどから支援につながっていないと考えられる児童生徒や保護者への、相談窓口の周知やアウトリーチ型支援が必要**である。

### 3 不登校の初期段階からの早期支援の重要性

- 「休みたいと感じ始めてから実際に休み始めるまでの期間」（単一回答）では、「1か月未満」（小学生27%、中学生32%）、「1か月以上6ヶ月未満」（小学生20%、中学生23%）を合わせて、**5割程度が1か月～半年程度で休み始めている。**さらにその間に、「学校に行きづらいことについて相談した相手」（複数回答）は家族（小学生53%、中学生45%）は一定の割合を占めているものの、「誰にも相談しなかった」（小学生36%、中学生42%）も多く、**早期に家族以外に相談できている割合は低い**ことが明らかとなった。
- 児童生徒が最初に30日以上欠席をした時期によって低学年群、中学年群、高学年群に分類し、「休みたいと感じ始めてから実際に休み始めるまでの期間に相談した相手」（複数回答）を見ると、「誰にも相談しなかった」の割合は「高学年群」（小学生37%、中学生46%）や「中学年群」（小学生34%、中学生38%）と比べ「低学年群」（小学生38%、中学生49%）が高くなっており、**低学年の児童生徒への積極的な支援が必要**である。

# 2

## 教育機会確保法について

---



文部科学省

# 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(概要)

【議員立法 平成28年12月14日公布】

## I. 総則(第1条～第6条)

**目的** 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、**不登校児童生徒に対する教育機会の確保**、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

### 基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 **不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援**
- 3 **不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備**
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 **国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携**

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

## II. 基本指針(第7条)

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

## IV. 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等(第14条・第15条)

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる  
構成員:①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等

## III. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等(第8条～第13条)

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 **学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置**
- 5 **学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置**

## V. 教育機会の確保等に関するその他の施策(第16条～第20条)

- 1 大規模な災害等に対する支援の方法に関する調査研究等
- 2 国民の理解の増進
- 3 人材の確保等
- 4 教材の提供その他の学習の支援
- 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備

## VI. その他

- 1 公布日から2月後に施行(IV .は、公布日から施行)
- 2 政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる
- 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後3年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる

# 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針(概要)

(平成29年3月31日 文部科学大臣決定)

## 1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状
- 基本指針の位置付け
- 基本的な考え方
  - ・ 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等
  - ➡ ◆魅力あるより良い学校づくりを目指すこと ◆不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること
  - ◆不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと ◆不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと 等
  - ◆就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮が必要
  - ・ 夜間中学等における就学の機会の提供等 ➡ 設置の促進や多様な生徒の受入れを推進することが必要
  - ・ 国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で施策を実施

## 2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

- 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり
  - ・ 魅力あるより良い学校づくり
  - ・ いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
  - ・ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
- 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進
  - ・ 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
  - ➡ 不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、状況把握及び関係機関等との情報共有などの継続した組織的・計画的な支援の推進 等
  - ・ 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
  - ➡ 不登校特例校・教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間団体の連携等による支援の推進、多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援 等
  - ・ 不登校等に関する教育相談体制の充実
  - ➡ 教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した体制構築の促進 等

## 3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

- 夜間中学等の設置の促進等
  - ・ 設置の促進
  - ➡ ニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に基づく協議会の設置・活用、広報活動の推進
  - ・ 既設の夜間中学等における教育活動の充実
  - ・ 自主夜間中学に係る取組
- 夜間中学等における多様な生徒の受入れ
  - 義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒など、多様な生徒の受入れを図る

## 4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

- 調査研究等
- 国民の理解の増進
- 人材の確保等
- 教材の提供その他の学習支援
- 相談体制等の整備

【背景】 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の施行状況の検討等に際し、過去の不登校施策に関する

通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの

指摘があったことから、当該記述を含めこれまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめた。

## 【概要】

### 1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する

ことを目指す必要があること

・不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があること

### 2 学校等の取組の充実

・不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること

・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること

・個々の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること

### 3 教育委員会の取組の充実

学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けようとする児童生徒の指導要録上の出欠の取扱いについて

・教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること

学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、訪問型支援など保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携を努めること

ような個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

#### 【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること
- ★当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容



自宅においてICT等を活用した学習活動を行う場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

・義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

#### 【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★ICTや郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること
- ★訪問等による対面指導が適切に行われること
- ★当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること
- ★校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分把握すること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の



## 背景・課題

○本年3月に取りまとめられた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」の取組を更に加速すべく、文部科学省において教育委員会等が活用可能な教育機会確保法のパンフレットを作成。  
(令和5年10月17日)

教育機会確保法<sup>※</sup>の基本的な考え方をお伝えします!

### 不登校児童生徒等への支援についての法律 「教育機会確保法」 って何?

この法律は学校以外の場所で行う多様な学習活動の重要性について書かれており、不登校の子供たちに対する支援や夜間中学における就学の機会の提供等を規定している法律です。

- 不登校の子供たちへの支援
- 義務教育未修了者等が学べる夜間中学を設置

学校以外の学びの場って?      どんな支援があるの?      どんな法律なの?



教育機会確保法<sup>※</sup>の基本理念や考え方を紹介!

※義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年(2月14日)公布) また、平成29年3月31日以前、教育機会確保法の基本理念が定められておらず、令和5年10月25日には本法の成立等を踏まえ「不登校児童生徒への支援の在り方について」(文部科学省初等中等教育局長通知)を発生しています。本パンフレットはこれらの内容を踏まえまとめたものです。

### 8つのポイント

- 1 より良い学校づくり**  
学校は一人一人が社会で生きる基礎を築き、国家・社会を支えるために必要な基本的な資質を養うことを目的としており、よりよい学校づくりを行うことを目指します。また、すべての子供たちが安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談しやすい仕組み、暴力行為、体罰等を許さない学校づくりが重要です。
- 2 不登校は問題行動ではありません**  
不登校は誰にでも起こり得ることであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮をします。
- 3 社会的自立の尊重**  
学校に登校するという結果のみを目標とせず、子供たちが自分の進路を主体的に考えられるようにすることを重視します。
- 4 民間連携**  
子供たちや保護者の意見を大切にしながら民間機関等とも連携して支援します。

関係する通知など

- 〇「不登校児童生徒に対する関係通知等」が夜間中学に関する通知等になっています。
- △「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について」(通知)(平成28年12月22日)
- ●「不登校児童生徒への支援の在り方について」(通知)(令和5年10月25日)
- ▲夜間中学の設置・充実に伴った取組の一環の推進について(取組)(令和4年6月1日)
- ▲「夜間中学立塾がスター・広域フライヤーの活用について」(取組)(令和4年6月17日)
- ▲「夜間中学立塾補助金の活用等について」(取組)(令和5年3月30日)



- 5 学校内外の学びの場も整備**  
自分のクラス以外の場所でも安心して学べるように学びの場を整備します。(裏面参照)
- 6 一人一人に合った支援**  
不登校の子供を支援する際は、本人の意見を十分に尊重し、子供によっては休養が必要なことがあることにも配慮しつつ一人一人に合った支援を行います。その際、学業の遅れや進路選択上の課題等があることにも留意しつつ、適切な支援を行う必要があります。
- 7 夜間中学を全国に設置します**  
夜間中学における就学の機会の提供ができるように、夜間中学の設置促進を図ります。
- 8 様々な方が学べる環境を**  
義務教育未修了者、不登校等によって実質的に義務教育を十分に受けられないまま中学校等を卒業した方等様々な方が学べるよう、夜間中学の充実を図ります。

関係する通知など

- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について」(通知)(令和5年3月31日)
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(アツコプラン)」(令和5年3月31日)
- 「不登校児童生徒の支援に係る情報提供等について」(事務連絡)(令和5年7月31日)
- 「不登校特別校の名称変更について」(通知)(令和5年6月31日)

夜間中学  
設置促進

不登校  
関係資料



# 3

## 誰一人取り残されない学びの 保障に向けた不登校対策 COCOLOプラン(令和5年3月)



文部科学省



# 児童生徒一人一人に応じた多様な学びの考え方

児童生徒が不登校になった場合でも、小・中・高等学校等を通じて、学びたいと思った際に多様な学びにつながるができるよう、不登校児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿を整備する。

## ○学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒



### 校内教育支援センター

学校内の空き教室等を活用し、児童生徒のペースに合わせて相談に乗ってくれたり、学習のサポートを受ける。

学校には行けるが自分のクラスに入りづらい時や、気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用するなど、緩やかに学校復帰や在籍学級に復帰する場として活用できる。

## ○家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒



### 学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)

※令和5年8月31日に不登校特例校から名称を変更。

特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校。通常の学校より授業時数が少なかったり、体験活動や探究的な学習が充実しており、弾力的な教育課程の下、興味や関心に応じた柔軟な学びを行う。

## ○家から出ることができるが、学校に行くことができない児童生徒



### 教育支援センター

地域の教育委員会が開設しており、在籍校から配信される授業をオンラインで受けたり、支援員とともに個別の学習に取り組む。

### 民間団体等

在籍校や教育委員会と連携しながら、学習や体験活動等に取り組む。

## ○家から出ることができない児童生徒



### オンラインの活用

在籍校や教育支援センターの授業配信、オンラインカウンセリング等を自宅でうける。

### アウトリーチ支援

学校とつながっていない不登校児童生徒及びその保護者に対してNPO等との民間団体とも連携しつつ、教育支援センターから訪問支援をうける。

誰一人取り残されない

学びの保障に向けた

不登校対策

C comfortable,  
C customized and  
O ptimized  
L ocations of learning

# COCOLO プラン

令和5年3月



文部科学省



# 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」(概要)

○ 小・中・高の不登校が約30万人に急増。90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けられていない小・中学生が4.6万人に。

⇒ 不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

○ 今後、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを取組部科学大臣の下、とほとほ部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を、こども家庭庁の参画も得ながら、文部科学省に設置。進捗状況を管理しつつ取組を不断に改善。

## 主な取組

### 1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながることができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

○ 不登校特例校の設置促進 早期に全ての都道府県・指定都市に、将来的には分教室型も含め全国300校設置を目指し、設置事例や支援内容等を全国に提示。「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立ったものへ改称。⇒ 「学びの多様化学校」に改称(令和5年8月31日)

○ 校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)の設置促進 落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置)

○ 教育支援センターの機能強化 業務委託等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化。オンラインによる広域支援。メタバースの活用について、実践事例を踏まえ研究)

○ 高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障 不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるような学び方を可能に)

○ 多様な学びの場・居場所の確保 こども家庭庁とも連携。学校・教育委員会等と連携強化。夜間中学や、公民館・図書館等も活用。自宅

## 実効性を高める取組

○ 全ての学習者に関する寄り添った対応を可能にするための調査の実施 一人一人の児童生徒が不登校となった要因や、学びの状況等を分析・把握)

○ 学校における働き方改革の推進 ○ 文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置

### 2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため 1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

○ 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進(健康観察にICT活用)

○ 「チーム学校」による早期支援教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携。こども家庭庁とも連携しつつ、福祉部局と教育委員会の連携を強化)

○ 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援 相談窓口整備。スクールカウンセラーやス

### 3. 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

○ 学校の風土を「見える化」 (風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ提示)

○ 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善 子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現)

○ いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底

○ 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進

○ 快適で温かみのある学校環境整備

○ 学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に

# 校内教育支援センター(SSR)の取組事例と成果

## 校内教育支援センター(SSR)とは

学校には行けるけれど、自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋。児童生徒のペースに合わせて相談に乗ったり学習のサポートを行う。

### 学校の不登校支援の中枢

SSR担当職員を公務分掌の不登校支援コーディネーターに任命(公務分掌に位置づけ)  
SSR担当が中心となり、学校全体の不登校支援を促進  
担当者本人の対応力向上研修  
学級担任との連携



### オンライン指導等による学習保障

教室の授業をオンラインで配信  
授業で使うプリントをSSRでも配布  
自習用の学習プリントの充実



### 保護者支援

不登校児童生徒の親の会開催  
SSR通信の発行  
スクールカウンセラー等による  
教育相談の場



### 安心して学習に取り組める教室環境

小集団で取組める場と個別学習ブースを設置  
学校目標、学校だよりや学年だより、壁面装飾等を掲示し、明るくて温かみのある通いやすい教室環境



## 校内教育支援センターの活用事例

### 01 宮城県仙台市立富沢中学校「ステップルーム」

仙台市では、専任教諭を配置して支援を行う在籍学級外教室「ステーション」の取組を中学校で実施。富沢中学校においては、在籍学級外教室「ステーション」を「ステップルーム」と呼称して実施。

学校生活への対応が困難になりつつある児童生徒に対し継続的にかかわることにより、子どもたちのコミュニケーションスキルの向上や社会的自立に向けた支援を行う。

(市内中学校: 25/66校で設置(令和5年度))

#### <富沢中学校の利用者数等>

	不登校生徒数 (出現率)	平均利用者数 (1日あたり)	関係機関利用 率
R3	54人(5.5%)	20人	4人
R4	<b>36人(3.7%)</b>	<b>35人</b>	<b>7人</b>

#### <変容が顕著だった生徒の例>

生徒A:(R3)63日欠席 → (R4)14日欠席

R3は1~2時間程度登校し読書などをして過ごしていたが、R4は多くの仲間と関わりながら活動し、学校で過ごす時間が長くなった。

生徒B:(R3)99日欠席 → (R4)1日欠席

R3は欠席も多く、断続的な不登校であったが、R4は3教科の授業を教室で受け、ほぼ欠席せずに明るく笑顔で過ごせるようになった。

### 02 愛媛県校内サポートルームモデル事業

愛媛県では 令和3年度から不登校の多い県内の中学校をモデル校として指定し(R3:4校、R4:8校、R5:8校)、実践の研究を推進。(R3、R4は文部科学省「いじめ対策・不登校支援等推進事業」の実証団体)

サポートルーム専属の登校ナビゲーターとICT支援員が不登校生徒に丁寧に関わることで、児童生徒の個々の状況に応じた支援を行う。R5はモデル校が拠点となってノウハウを広げ、各市町村で独自で実施していく段階。

#### <利用者数等>

	のべ利用者数	平均利用者数(1日あたり)
R4.4月	869人	7.2人
R5.2月	<b>1,968人</b>	<b>12.9人</b>

#### <不登校状況の改善>

	1年生	2年生	3年生	支援学級	合計
利用者数	44	92	85	9	230
好転	<b>26</b>	<b>53</b>	<b>38</b>	<b>3</b>	<b>120</b>
	(59.1%)	(57.6%)	(44.7%)	(33.3%)	(52.2%)
現状維持	14	31	39	6	90
	(31.8%)	(33.7%)	(45.9%)	(66.7%)	(39.1%)
悪化	4	8	8	0	20
	(9.1%)	(8.7%)	(9.4%)	(0%)	(8.7%)

### 03 戸田市立笹目東中学校「ぱれっとルーム」

戸田型オルタナティブプランにおいて、戸田型校内サポートルーム「ぱれっとルーム」設置事業を令和4年度から実施

(4月:モデル3校→11月:全小学校に拡大)

誰一人取り残されない教育の実現に向け、学校生活上、不安や困難を感じている児童や不登校傾向児童への多様な居場所の確保による早期対応・早期支援を行う。

(年間利用者数:101人(令和4年度))

#### <児童アンケート>

ぱれっとルームが楽しい、やや楽しいと答えた児⇒**91%**

#### <教職員アンケート>

ぱれっとルームの設置によって肯定的な変化があったと回答した教職員⇒**83%**  
(記述回答)

・不登校児童について、自分だけで問題を抱えるのではなく、

学校全体で、支援について考えられるようになった。

#### <保護者アンケート>

ぱれっとルームの設置によって子供に変化があったと感じた保護者⇒**80%**

(どの様な変化があったのかについての記述回答)

・友達ができた。・登校できるようになった。

・学校が楽しく感じるようになった。

ぱれっとルームの設置によってストレスが減った(当では

# 【官民連携】教育支援センターの事例：島根県雲南市教育支援センター（おんせんキャンパス）

概要 ※文部科学省「委託事業実施団体「いじめ・不登校の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究事業」実証団体

設置目的: 様々な事情で不登校又は不登校傾向にある児童・生徒に対し、個々の実態に合わせた支援を行い、社会性を身につけさせる。

- 運営方針:
- ① こどもだけでなく、保護者、学校との関わりを「バランスよく」
  - ② アウトリーチ（訪問支援）により、「つながりに行く」「伴走する」
  - ③ 複合的な課題への対応と中長期的な支援を視野に入れ、関係機関と「つながる」

運営形態: 業務委託方式を取っており、運営は認定NPOカタリバが行う。

主管は市教育委員会キャリア教育政策課及び学校教育課（指導主事）

令和4年度利用者数  
小・中学校 53人、延べ 2,055人

## 特色① 保護者への支援（家族サポート事業）

○利用者の家族、同じ境遇の保護者を対象とした保護者会、専門家講座ワークショップペアレントトレーニング等を実施。



### 実際の効果

○保護者アンケート

以前よりも子どもとの会話が増えた  
(4段階評価)平均**3.2**ポイント  
以前よりも悩みを話せる人が増えた  
(4段階評価)平均**3.0**ポイント

○保護者意見（ヒアリングより）

これまでは不安でしかなかったが、見通しが持てる→心に余裕が生まれる→子どもへの接し方が変わる→親の思いと子どもの思い（子どもへの関わり方）が変化するという好循環が生まれて本当に救われた。

## 特色② アウトリーチ支援

○ICTの利用を含むアウトリーチ型支援により、自宅や学校の別室登校の児童生徒への訪問型の支援を実施。



### 実際の効果

○ユーザー派遣

(71件・校、支援者数延べ161人)  
学校意見（アンケート/ヒアリングより）  
2023年（1学期）

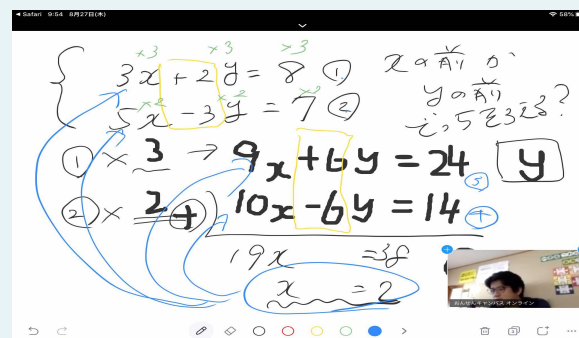
・定例の支援会議により当該児童・生徒や保護者への支援状況の理解が深まっている  
肯定的回答 **81%**

○家庭訪問支援

業務多忙により学校（教員）が訪問できない家庭に対する家庭訪問（サポート）の実施が可能となり、家庭（児童・生徒、保護者）に対する安心・安全な環境構築が図られる。

## 特色③ ICTによる学習支援

○ICTによる個別学習を実施。



### 実際の効果

○保護者アンケート

学習意欲の向上がみられた/みられる  
(4段階評価)平均**3.1**ポイント

○多様な繋がる場により、児童・生徒の状況に応じた個々の学習進捗はもとより、中長期的な学校復帰につながる、子ども同士、学校（教員）等とのコミュニケーションの発現（学校に近づくきっかけ、Teamによる友達との情報共有）

○オンラインによって学習に取り組めたことによる自己肯定感の向上  
教育支援センターでは、市内全小中学校と同様にボードやキュービナを活用

# 【公設民営】教育支援センターの事例：ほっとスクール「希望丘」 (東京都世田谷区)



## 概要

### 1. 運営

旧希望丘中学校の跡地の一角で、不登校の小中学生を支援する区内3か所目のほっとスクール(世田谷区の教育支援センターの呼称)。平成31年2月に開設。「特定非営利活動法人東京シューレ」が世田谷区から運営委託を受けており、区内初の公設民営施設。

### 2. 基本方針

以下の3つのかかわりのバランスを大切にして、学校生活への復帰や自分らしい進路の実現に向けた支援を行う。

- ①子どもへのかかわり(体験活動、学習の支援 等)
- ②保護者・家庭とのかかわり(保護者会、個別面談 等)
- ③在籍校とのかかわり(学校訪問、担任連絡会 等)

### 3. 活動内容

<午前(9:30~12:00)> みんなが自由に過ごす「フリータイム」

<午後(13:00~15:00)> 実験、工作、料理、スポーツなど、それぞれが学びたい講座に参加する「深めタイム」

希望があればスタッフと1対1で学習や活動に取り組む「個別タイム」を設定。

※子どもが自分で決めることを尊重。通室回数、登下校時間等も自由。面談等を通してスタッフと確認している。

### 4. 対象者

世田谷区在住の小・中学生(私学在籍の児童生徒も対象)



ほっとスクール「希望丘」2022年度プログラム

月	火	水	木	金
帰りの会	帰りの会	帰りの会	帰りの会	帰りの会
午前：フリータイム				
おひる				
ミーティング	ミーティング	ミーティング	ミーティング	ミーティング
午後：ふかめタイム				
プロジェクトタイム	プロジェクトタイム	プロジェクトタイム	プロジェクトタイム	プロジェクトタイム
帰りの会				

**「フリータイム」**  
みんなが自由に過ごす。  
月1「いろいろとデー」  
子どもたちで企画・立案等の準備を行って実行

**基礎学習タイム**  
昼休みに参加自由で設定。  
プリントやタブレット、世田谷区の教育支援ソフトを使う子も。

**「深めタイム」**  
実験や工作、料理など、学びたい講座に参加。  
**「ミーティング」**  
施設のルールやイベント等について話し合う。最も大切にしている時間。  
**「プロジェクトタイム」**  
サークルやクラブ活動のようなイメージ



## 概要

### 1. 施設概要

川崎市子ども夢パーク内にある、学校や家庭・地域の中に居場所を見いだせない子どもや若者が安心して過ごせる居場所。決められたカリキュラムはなく、一人ひとりが自分でその日どのように過ごすのかを決めて活動。



神奈川県教育委員会より、NPOへの教師派遣研修の受け入れ

民族楽器の演奏、ものづくり、野外活動、合宿など自主企画の講座やイベントを多数開催



### 2. 認定NPO法人フリースペースたまりば

川崎市内で不登校児童生徒やひきこもり傾向にある若者たち、さまざまな障がいのある人たちと共に地域で育ちあう場づくりをおこなっている。

### 3. 公民連携の取組

#### ①設置前のニーズ調査の委託、会議運営

不登校児童生徒の居場所・学び場の開設に向けて、フリースペースたまりばに、

当事者の声を聴くためのアンケートとヒアリングを市が委託し、不登校児童生徒

や親の声を集め、行政・教育委員会との会議を重ねた。

#### ②公設民営

川崎市子ども未来局が指定管理者として「認定 NPO法人たまりば」に運営業

務を委託している。

#### ③教育委員会との連携

川崎市教育委員会生涯学習推進課が主催する不登校児童生徒に関する

### フリースペースえん(施設内)



面談をしたり、仲間同士でおしゃべりしたり、勉強できる落ち着いた場所です。

テレビを見たり、友だちとゲームをして過ごすこともできます。



囲炉裏を囲んで過ごすこともでき、食事や活動のメインの場所となります。



お昼ご飯を作ったり、お菓子をつくったりします。





# 文部科学省委託事業

## 「1人1台端末等を活用した自殺等対策の調査研究」における取組例

- 1人1台端末を活用したデジタル健康観察により、児童生徒の日々のストレスや心身の変化を把握。悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見とともに、SOSを発信しやすい仕組みを構築し、**自殺リスクが高まる前に支援に繋ぐ仕組みを構築**。

大阪府吹田市教育委員会×(公社)子どもの発達科学研究所



### ✓ 日々のデジタル健康観察から心身の状況を把握し、リスクの高い児童生徒を早期発見、アウトリーチ支援



- 毎日の健康観察をデジタル化し、児童生徒は各自の端末からその日の気持ちを回答。
- 「先生に相談したいことはありますか」という項目を設け、相談しやすい仕組みづくり。



- 担任教諭は、クラス内の全児童生徒の心身の状況を一覧で把握可能。
- 児童生徒のSOSを把握しやすく、学校内外と速やかに連携して対応



今日の体温を教えてください。

36.5 °C

今日の体調はどうですか？いくつでも選ぶことができます。

- 元気です
- おなかが痛い
- 頭が痛い
- 気持ちが悪い
- 夜寝るのおそかった

← デイケン

8月1日(月)の一览 前日の結果 翌日の結果

1年A組 詳細表示 簡素

出席番号	体温	かぜ	けが	腹痛	頭痛	気持ちが悪い	夜更かし	起床困難	朝食抜き	疲れやすい	その他体調不良	体調合計数	気分	相談希望	欠席	理由の声かけ	個別相談	保護者連絡	担当以外の介入
1	36.5						✓	✓				2			未確認↓	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	36.5			✓	✓	✓						3		✓	未確認↓	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3															未確認↓	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### ＜早期把握後のフォローアップで確認した児童生徒の危機＞部改変＞

- 小1男児**：お兄ちゃんに「おまえが生まれてきたせいで、家族全員が苦しんでいるぞ」と言われる。電車で飛び降りようとしたことがある。
- 小4男児**：児童クラブで仲間はずれにされている。父に殴られても母は止めてくれなかった。父を殺そうとしたことがある。勉強に集中できない。変な空想が始まる。

日々の児童生徒の心身の状況を把握するとともに、**児童生徒が発するSOSを察知**

児童生徒のメンタルヘルスの悪化を**早期発見**し、問題行動が起こる前から積極的に支援

日々のデータを分析することで、科学的根拠に基づく**不登校や自殺などの予防的指標**や問題行動が起こりやすい**学校風土の検討**に

# 保護者への情報提供様式

## 背景・課題

○本年3月に取りまとめられた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」において、不登校児童生徒の親への支援が盛り込まれていることを踏まえ、教育委員会等の取組をさらに推進すべく、不登校児童生徒の保護者への支援に活用可能な教育・相談機関等の情報をまとめて提示するための様式例を作成。

### 学校が苦手な児童生徒の保護者の方へ 不安や困りごと、ありませんか？



- 学校から帰ってくるといつも疲れている
- 学校に行くことすると頭やお腹が痛くなる
- 家や自分の部屋から出たがらない

- 子どもに学校に行くよう働きかけてよいか
- 家庭学習を続けるべきか
- 学校に行かない理由を聞いてよいか
- 誰にも相談できない
- 理由を聞いてもよく分からない/答えたがらない

一人でも悩まないでください。

不登校は誰にでも起こり得ることで、お子さんや保護者の方の周りに、行政・民間の様々な支援の輪が広がっています。このパンフレットでは、不登校等学校が苦手なお子さんの保護者の方の相談先などについてご紹介します。

令和5年 ●●市

### 教室や家庭以外にも 多様な学びの場や支援の仕組みがあります。

不登校の児童生徒のための相談や学習の場、保護者の方を支援する様々な制度やサービスがあります。まずは、学校・教育委員会に相談

①教育委員会(不登校相談担当)

お子さんの不登校が続く場合や学習や生活に不安がある場合は、まずは、教育委員会の不登校相談担当まで御相談下さい。学校生活の悩みや、学校内外の学びの場や相談機関を紹介します。

紹介・接続

- ②保護者の会
- ③教育支援センター
- ④フリースクール等
- ⑤不登校特例校
- ⑥夜間中学

⑦その他関係機関

また、学校内にも落ちついて過ごせる場所や相談に乗ってくれる専門家があります。これらの教室の利用や相談を希望する場合は、各学校や教育委員会にお問合せください。

校内教育支援センター

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる。学校内の空き教室等を活用した居場所のことです。お子さんのペースに合わせて相談に乗ってくれたり学習のサポートをしてくれます。

スクールカウンセラー

児童生徒の心のケアや、ストレスへの対処法・心理の専門家として、教育的な支援が必要な場合に、福祉の窓口につなぐなどに派遣または配置される方が多いです。

スクールソーシャルワーカー

児童生徒やその保護者に福祉・医療的な支援が必要な場合に、福祉の窓口につなぐなどの補助的な役割を担う方が多いです。

### 困ったときは相談してください。

#### 不登校に関する相談窓口

①不登校に関する相談窓口

名称	概要	問合せ先
教育委員会 XX課●●係	不登校に関する相談全般 教育支援センターの利用相談	TEL: xxx-xxxxxxx(平日10:00~17:00) 〒: ●●市 xxx-xx-x URL: https://www.xxxxxxx.com TEL: xxx-xxxxxxx(平日10:00~17:00) 〒: ●●市 xxx-xx-x URL: https://www.xxxxxxx.com

学びたいと思ったときはご連絡ください。

#### 不登校児童生徒の学びの場・居場所

③教育支援センター

名称	概要	問合せ先
〇〇教室	小集団の活動や個別学習を行います。 ※通所の場合にオンラインによる支援も受けられます。	TEL: xxx-xxxxxxx(平日10:00~17:00) 〒: ●●市 xxx-xx-x URL: https://www.xxxxxxx.com
△△ルーム ※NPO法人〇〇が運営	参加者同士の交流や、参加者の希望を踏まえた活動を行います。	TEL: xxx-xxxxxxx(平日10:00~17:00) 〒: ●●市 xxx-xx-x URL: https://www.xxxxxxx.com

④フリースクール・フリースペース

名称	概要	連絡先
フリースクール 〇〇		TEL: xxx-xxxxxxx(平日10:00~17:00) 〒: ●●市 xxx-xx-x URL: https://www.xxxxxxx.com
フリースクール		TEL: xxx-xxxxxxx(平日10:00~17:00) 〒: ●●市 xxx-xx-x URL: https://www.xxxxxxx.com
フリースペース 〇〇		TEL: xxx-xxxxxxx(平日10:00~17:00) 〒: ●●市 xxx-xx-x URL: https://www.xxxxxxx.com
△△ フリースペース		TEL: xxx-xxxxxxx(平日10:00~17:00) 〒: ●●市 xxx-xx-x URL: https://www.xxxxxxx.com

⑤不登校特例校

名称	概要	問合せ先
〇〇市立 △△中学校		TEL: xxx-xxxxxxx(平日10:00~17:00) 〒: ●●市 xxx-xx-x URL: https://www.xxxxxxx.com
学校法人XX学園 △△高等学校		TEL: xxx-xxxxxxx(平日10:00~17:00) 〒: ●●市 xxx-xx-x URL: https://www.xxxxxxx.com

⑥夜間中学

名称	概要	問合せ先
〇〇市立 △△中学校 夜間学級		TEL: xxx-xxxxxxx(平日13:00~20:00) 〒: ●●市 xxx-xx-x URL: https://www.xxxxxxx.com
〇〇市立 △△中学校 夜間学級		TEL: xxx-xxxxxxx(平日13:00~20:00) 〒: ●●市 xxx-xx-x URL: https://www.xxxxxxx.com

### 困ったときは相談してください。

#### その他の相談窓口等

〇子育てに関する相談窓口

名称	概要	問合せ先
		TEL: xxx-xxxxxxx ●●日、●●日、●●日12:00~20:00
		TEL: xxx-xxxxxxx(平日10:00~17:00) 〒: ●●市 xxx-xx-x URL: https://www.xxxxxxx.com

〇子どもの発達に関する相談窓口

名称	概要	問合せ先
		TEL: xxx-xxxxxxx ●●日、●●日、●●日12:00~20:00
		TEL: xxx-xxxxxxx(平日10:00~17:00) 〒: ●●市 xxx-xx-x URL: https://www.xxxxxxx.com

〇経済的負担の相談窓口

名称	概要	連絡先
		TEL: xxx-xxxxxxx(平日10:00~17:00) 〒: ●●市 xxx-xx-x URL: https://www.xxxxxxx.com
		TEL: xxx-xxxxxxx(平日10:00~17:00) 〒: ●●市 xxx-xx-x URL: https://www.xxxxxxx.com

※「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。

# 03.学校風土の把握とは

## 児童生徒がアンケート調査等に回答する。

(質問例)

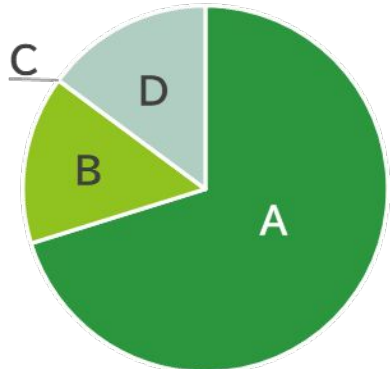
- 自分にはいいところがあると思いますか。
- 不安や悩みを相談できる先生はいますか。
- スマートフォン等で友達とメールやSNS(LINEなど)でのやり取りをすることがありますか。
- 睡眠時間は平均してどのくらいですか。
- あなたのクラスではみんなが掃除当番や係の仕事を担当を任せてもらっていますか。
- SNS上で仲間外れにされたり、ひどいことを書かれたことがありますか。
- 将来の夢や目標はありますか。
- 授業中、難しい、ついていけないと不安になることはありますか。

- 教職員の経験年等や考え方等に左右されず、エビデンスのある分析に基づいた対応方針を立てることができる。
- 教育実践を振り返り、修正する手立てとなる。
- いじめ等の諸課題を早期に発見し、不登校を予兆する等、困難を抱える児童生徒を早期に支援することにつながる。
- 児童生徒一人ひとりの心身の状況、学校生活への安心感、喫緊の課題やSOS、学級や学年の雰囲気や傾向が分かる。
- 児童生徒の見えていなかった長所や得意を発見できる。
- 児童生徒が抱える課題の詳細が分かり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家等との連携につながる。



## 実施状況 (令和5年2月時点 児童生徒課調べ)

学校では、学校が生徒にとって生活しやすい風土雰囲気であるかを把握するための生徒に対するアンケート等を実施していますか。



- A: 全ての学校でアンケート等を実施している  
(学校や教育委員会独自作成のものも含む)
- B: アンケート等を実施している学校がある
- C: アンケート等を実施している学校はない
- D: 教育委員会では把握していない

## アンケートツール例

### Q-U/hyper-QU

子どもの満足感や意欲、集団の雰囲気などを把握し、いじめ・不登校対策や学力向上等に活用できる。

### i-check

「レーダーチャート」「散布図」等で、学年やクラスの状態を視覚的に把握。教科学力とのクロス集計も可能。

### ASSESS

学習状況や友人関係、本人のソーシャルスキルなど、6領域学校環境適応感尺度で構成されたシートを活用できる。

### シグマ検査

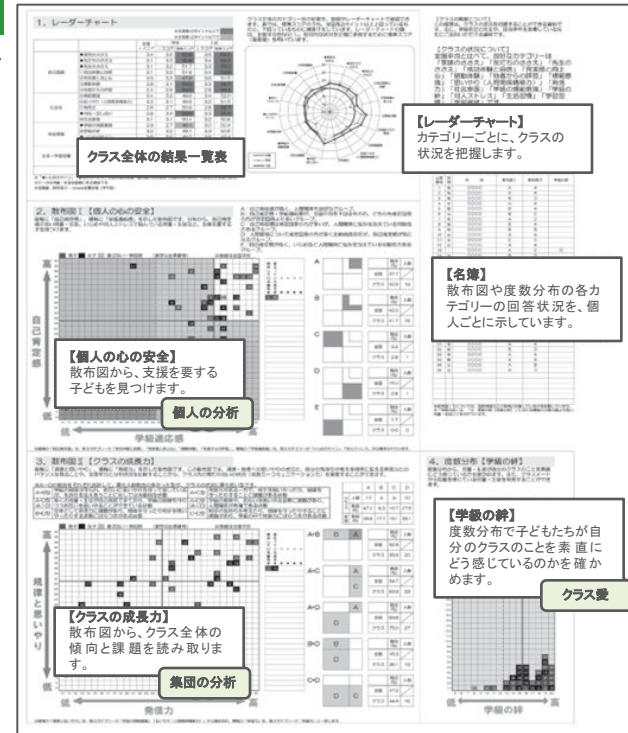
学校生活だけではなく、学習・家庭・心身の状態を多面的に調査し、生徒の実態を詳細かつ的確に分析する。

### 学校風土調査

エビデンスに基づき学校風土を4側面から評価する。課題と強みを明らかにできるWeb調査ツール。

## クラスの概要

出典: i-check(東京書籍株式会社)



- 不登校児童生徒数が、小・中学校で **約30万人**。学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生は、**約11万4千人**。いずれも **過去最多**。
- いじめ重大事態の発生件数も、**923件と過去最多**。

安心して学ぶことができる、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要。

## 不登校【緊急対策】

不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、心の小さな SOSの早期発見、安心して学べる学校づくり等のため、文部科学省において3月に策定した「COCOLOプラン」の対策を前倒し。あわせて、不登校施策に関する情報が、児童生徒や保護者に届くよう、**情報発信を強化**。

### 01 不登校の児童生徒全ての学びの場の確保

- 校内教育支援センター**（スペシャルサポートルーム等）未設置校へ設置促進（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）
- 教育支援センターの **ICT環境整備**（オンラインで自宅等から学べるように）
- 教育支援センターの **アウトリーチ機能**など、**総合的拠点機能の強化**（どこにもつながない児童生徒に支援を届けるため、自治体の体制を強化）

### 02 心の小さなSOSの早期発見

- アプリ等による「**心の健康観察**」の推進（困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援）
- 子供のSOS相談窓口を集約して周知**（1人1台端末を活用）
- より課題を抱える重点配置校**への **スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実**

### 情報提供の強化

- 学びの多様化学校設置促進のための 全国会議開催**、「**学びの多様化学校マイスター**」派遣（設置ノウハウや課題の共有のための全国会議を開催するとともに、学びの多様化学校設置経験者を自治体に派遣し、相談・助言が受けられる制度の創設）
- 文部科学省による一括した情報発信**（各教育委員会において作成した地域の相談支援機関等に関する情報を、文科省 HPで一括情報発信）

## いじめ【緊急対策】

いじめの重大事態化を防ぐための **早期発見・早期支援を強化**。あわせて、国による重大事態の分析を踏まえつつ、個別自治体への取組改善に向けた **指導助言及び全国的な対策を強化**。

### いじめの早期発見の強化

- アプリ等による「**心の健康観察**」の推進（困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援）（再掲）
- 子供のSOS相談窓口を集約して周知**（1人1台端末を活用）（再掲）
- より課題を抱える重点配置校**への **スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実**（再掲）

### 国による分析強化、個別自治体への指導助言・体制づくり

- 重大事態の国への報告を通じた 実態把握・分析、ガイドライン改訂**等による全国的対策の強化（こども家庭庁とも連携して、重大事態に至るケースの共通要素（いじめの背景・原因等）を分析。未然防止や重大事態への対応を図るべく、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂等を実施）
- 重大事態の未然防止に向けた、国の 個別サポートチーム派遣**による各自治体等への取組改善の実施（重大事態発生件数が多い一方、いじめの認知件数等が低い都道府県等に取組状況を調査。こども家庭庁とも連携して、国から各自治体等へ指導助言を実施）
- こども家庭庁において、
  - ・**地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進するため、首長部局からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた取組の強化**や、
  - ・**いじめの重大事態調査について、第三者性の確保の観点から委員の人选に関する助言等を行う「いじめ調査アドバイザー」の活用等を実施。**

## 組織的対応を支える取組

- R5年度予算による COCOLOプランに基づく対策**（学びの多様化学校設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援及び医師会との連携、高校等における柔軟で質の高い学びの保障、保護者の会など保護者への支援等）を継続して実施。
- 学びの多様化学校に対する教職員の優先配置**等をはじめ、誰一人取り残されない学びを保障する指導・運営体制を緊急的に整備。
- 学校いじめ対策組織にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールサポーター等の 外部専門家を加えること**で組織的に対応するとともに、**安心して学べる学校づくりを推進**

もんぶかがくだいじん  
文部科学大臣メッセージ  
～みんなが安心して学べるように～

きみ にはほん みらい わたし おとな きぼう きみ たいせつ  
君たちは日本の未来そのものであり、私たち大人の希望です。君たちを大切に  
することが わたし おとな つと きみ わたし おとな かならず まも  
することが私たち大人の努めです。君たちのことは私たち大人が必ず守ります。

もんぶかがくしょう ちょうさ がっこう い しょうがくせい ちゅうがくせい やく まんにん とく おも  
文部科学省の調査で、学校に行けない小学生・中学生が約30万人、特に重  
いじめが起きた回数がお かいすう けん いま いちばんおお  
いじめが起きた回数が923件となり、どちらも今までで一番多くなりました。

わたし このことを おも う とめ みんなが あんしん まな  
私はこのことを重く受け止め、みんなが安心して学ぶことができるように、  
「ふとうこう いじめ きんきゅうたいさく パッケージ」をつく  
「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を作ることになりました。

このパッケージで、なるべく早く、がっこう なか きょうしつ べつ あんしん  
このパッケージで、なるべく早く、学校の中でも教室とは別に安心できる  
いばしょをつく かいすう ころ おとな はや きづ  
居場所を作ったり、みんなの心のSOSに大人が早く気付くことができるように  
していきます。

わたし おとな ぜんりょく いろいろ まな ばしょ なや そうだん ばしょ つく  
私たち大人が全力で色々な学びの場所や悩みを相談できる場所を作っていく  
ので、がっこう い くる なや  
ので、学校に行くのが苦しくなったときや、悩みがあるときにはぜひ積極的に使  
ってください。 わたし おとな きみ みかた  
ってください。私たち大人は君たちの味方です。

わたし もんぶかがくだいじん あんしん べんきょう ぜんりょく よ そ  
私は文部科学大臣として、みんなが安心して勉強できるよう、全力で寄り添  
っていきます。

# 不登校対策COCOLOプラン関連事業

令和6年度予算額(案)	89億円
(前年度予算額)	86億円)



学省

令和5年度補正予算額 51億円

- ・不登校児童生徒は10年連続増加(令和4年度の小・中・高等学校の不登校児童生徒数:約36万人)しており、憂慮すべき状況。
- ・90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が5.9万人存在。
- ・令和5年3月、文部科学大臣の下、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」を発表。

令和5年10月、総理大臣から不登校等の緊急対策を経済対策にも盛り込むよう指示があり「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」とし、また、COCOLOプランの取組を前例で実施

不登校の児童生徒全ての  
学びの場を確保し、  
学びたいと思った時に学べる  
環境を整えます。

## 学びの多様化学校(※)の設置促進 2億円(1億円) ※令和5年8月に名称変更

- ・学びの多様化学校の設置準備(補助上限約500万円)
- ・令和6年度に指定される学びの多様化学校の設置後の運営支援(補助上限額約400万円)【新規】
- ・SC・SSWの配置充実(自治体の配置の工夫により、最大週40時間の配置も可能)
- ・不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教職員配置(義務教育費国庫負担金)  
(学びの多様化学校に対する教職員の優先配置等)
- ・学びの多様化学校の教育活動の充実に関する調査研究
- ・廃校や余裕教室等の既存施設を改修して活用する場合の支援メニューの創設(令和9年度まで)【新規】683億円の内数

## 校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)の設置促進 29億円

- ・校内教育支援センター(SSR)の設置促進【新規】(★)
- ・学習指導員等の配置充実【拡充】121億円の内数(91億円の内数)

## 教育支援センターのオンライン体制・アウトリーチ機能の強化 5億円

- ・教育支援センターのICT環境の整備【新規】(★)
- ・教育支援センターの総合的拠点機能形成に係る調査研究【新規】(★)

## 多様な学びの場、居場所を確保等

- ・関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置
- ・不登校児童生徒支援協議会等の設置及び教職員研修会等の実施
- ・夜間中学の設置準備・運営支援及び教育活動の充実
- ・高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究 0.7億円の内数(0.8億円の内数)
- ・各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業【新規】1.2億円の内数
- ・不登校・いじめ対策等の効果的な活用の推進【新規】1億円(★)



1

心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します。



## 1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進 10億円

- ・1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進(全都道府県・指定都市等)【新規】(★)

## 「チーム学校」による早期支援を推進 84億円(82億円)+7億円

- ・SC・SSWの配置及び重点配置校数の拡充
- ・SC・SSWによる緊急相談支援(★)

## 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援

- ・SC・SSWの配置(再掲)、保護者学習会等の実施を支援



3

学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にします。

## 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善(子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現)

- ・校内教育支援センターの設置促進(★)及び学習指導員等の配置充実(再掲)

## 快適で温かみのある学校としての環境整備

- ・公立小・中学校等の施設整備を行う自治体に対し、その一部を支援 683億円の内数(687億円の内数)(★)



(★)については令和5年度補正予算において措置

(担当: 初等中等教育局児童生徒課)

ご清聴ありがとうございました。

文部科学省 初等中等教育局児童生徒課